

議 第 42 号

平成27年 2 月16日提出

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3, 757人」を「3, 742人」に改め、同条第7号中「745人」を「810人」に改め、同条第9号中「220人」を「150人」に改め、同条第11号中「770人」を「790人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更等に伴い、職員の定数の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。